別紙 1

（通則）

（料金表の適用）

1　スマホに関する料金は、この別紙 1 料金表の規定によります。

2　料金はすべて消費税を含みます。

（料金表）

1　初期費用の額

商品名称	料金/枚
いわみるスマホ（全コース、全 SIM 区分共通）	3,300 円

2　基本料金

商品名称（データ通信料）	月額料金/枚（※）
いわみるスマホ 2 GB プラン	1,760 円
いわみるスマホ 5 GB プラン	2,090 円
いわみるスマホ 1 0 GB プラン	2,750 円
いわみるスマホ 3 0 GB プラン	3,520 円
いわみるスマホ通話のみプラン	1,320 円

※現在、当社のケーブルテレビサービスまたはインターネットサービスをご利用中の方は、月額料金から 330 円割引、当社のいわみるでんきご利用中の方は月額料金から 110 円の割引を適用します。

※2GB～30GB コースの速度は下り最大 150Mbps 上り最大 50Mbps です。

※スマホサービスにおいては、サービスの品質の維持および通信の公平な利用を確保するため、契約者の一定期間内の通信量が当社所定の基準を超えた場合、当社が定める期間において、事前の通知なく通信速度を制限することがあります。なお、制限時の通信速度についてもベストエフォート方式であり、通信速度を保証するものではありません。

※すべての料金プランにおいて、データ容量追加を利用することができます。データ容量追加は、当社が利用申込みを承諾した日の属する月の末日まで有効とします。

3　オプションサービス料金

商品名称	月額料金/枚
データ容量追加 1GB 毎	1 SIM カードにつき 550 円（有効期限：当月末）
5 分かけ放題サービス	1 SIM カードにつき 550 円（注 1）
10 分かけ放題サービス	1 SIM カードにつき 880 円（注 1）
定額かけ放題サービス	1 SIM カードにつき 1,870 円
留守番電話サービス	1 SIM カードにつき 385 円
スマート留守電	1 SIM カードにつき 330 円
割り込み電話サービス	1 SIM カードにつき 275 円
Smart・Checker	1 SIM カードにつき 440 円
i - フィルター 10	1 SIM カードにつき 550 円
端末保証サービス	1 端末につき 550 円
端末＆データあんしんパック	1 端末につき 1,540 円

4　通話料金

商品名称	料金/枚
SMS 送信料金	ドコモ回線の場合、「NTT ドコモ」が定める Xi サービス契約約款および 5G サービス契約約款におけるショートメッセージ通信モードの料金と同額（非課税） au 回線の場合「KDDI」が定める au（LTE）通信サービス契約約款および au（5G）通信サービス契約約款において定められた料金と同額（非課税）
通話料（国内）	**30 秒あたり 11 円**
通話料（国際）	ドコモ又は au が定める国際電話サービス契約約款において国際通話料として定められた額と同額（消費税は課税されません）（注 2）
国際ローミング料金	ドコモ回線の場合、「NTT ドコモ」が定める Xi サービス契約約款及び 5G サービス契約約款において国際アウトローミング利用料として定められた額と同額（非課税） au 回線の場合、「KDDI」が定める au（LTE）通信サービス契約約款及び au（5G）通信サービス契約約款において定められた額と同額（非課税）

（注 1）**超過後は 30 秒あたり 11 円**の通話料が発生します。

（注 2）当社が別途定める国へのみ発信が可能です。

5　各種手数料

項目	金額	
延滞手数料	220 円	1 か月につき
口座振替案内発行手数料	220 円	1 通につき
SIM 変更/再発行手数料	3,300 円	
回線維持費用	550 円	
オンデマンド MNP エラー手数料	3,300 円	
再開手数料	3,300 円	1 台につき

備考

(1) 基本料金（月額）は、契約の申し込みを受けて当社が SIM カードの発行手続きを完了した日（以下「SIM カード課金開始日」といいます。）から発生します。

(2) SIM カードの利用の終了（機能区分の変更、SIM カードの削除又はスマホサービス契約の解除のいずれによる場合を含みます。以下同じとします。）に係る日の属する月の基本料金（月額）の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記 SIM カード利用料の表に定める料金額とします。

(3) 回線維持費用とは、契約回線の維持管理及び通信サービスの継続的な提供に必要な費用として、利用実績の有無にかかわらず、基本料金（月額）、オプション料金（月額）とは別に支払いを要する料金として定めるものです。

(4) 音声通話機能付き SIM カードの利用の終了にかかわらず、SMS 機能及び音声通話機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあっては、当該削除日又は当該解除日がいつであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。

(5) 通話料金（国内）及び通話料金（国際）、SMS 料金は、基本料金（月額）より 1 ヵ月遅れて請求が行われるものとします。また、国際ローミング料金については、個々のローミング事業者の状況により、1 ヵ月以上遅れて請求が行われる場合があります。

(6) 電話ユニバーサルサービス料について

電話ユニバーサルサービス料とは、電気通信事業法第 7 条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして定められたユニバーサルサービス（加入電話、公衆電話、110 番・119 番等の緊急通報をいいます。）の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号（当社が定めるものであって当社が貸与する SIM カード毎に設定する一意の番号をいい

ます。）の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該額は変更される場合があり、変更後の額は、基礎的電気通信役務支援機関が発表する単価に基づきドコモ又は KDDI が当社に請求するユニバーサルサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までに Web サイト上で通知を行うものとします。

(7)　電話リレーサービス料について

電話リレーサービス料とは、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第 25 条の規定により、電話リレーサービス（聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介するサービスをいいます。）の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号（当社が定めるものであって当社が貸与する SIM カード毎に設定する一意の番号をいいます。）の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該料金及び課金方法は変更される場合があり、変更後の額は、一般社団法人電気通信事業者協会が発表する単価に基づきドコモ又は KDDI が当社に請求する電話リレーサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までに Web サイト上で通知を行うものとします。

(8)　ブロードバンドユニバーサルサービス料について

BB ユニバーサルサービス料とは、電気通信事業法第 7 条の規定により、国民生活に不可欠である ため条件不利地域でのブロードバンドサービス（光ファイバ基盤などのテレワーク・遠隔教育・遠隔医療の利用に不可欠なサービスをいいます。）の安定した提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号（当社が定めるものであって当社が貸与する SIM カード毎に設定する一意の番号をいいます。）の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該額は変更される場合があり、変更後の額は、一般社団法人電気通信事業者協会が発表する単価に基づきドコモ又は KDDI が当社に請求する BB ユニバーサルサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までに web サイト上で通知を行う ものとします。

※みたいな文言が必要です　上記は IIJ スマホの約款より

契約者は、電気通信事業法その他の関係法令に基づくブロードバンドユニバーサルサービス制度の維持・運営に必要な費用として、当社が別途定めるブロードバンドユニバーサルサービス料を、当社の定める方法により支払うものとし、当該料金は制度変更その他の事由により改定されることがあります。

当社は、変更の日の前日までに web サイト上で通知を行う ものとします。

（附則）本契約約款は、令和 8 年 10 月 1 日より施行します。